

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 1 2 号

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年瀬戸市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（食事の提供の特例） 第 1 6 条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) <省略> (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第 2 1 条第 2 項において同じ。）等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点か	（食事の提供の特例） 第 1 6 条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) <省略> (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第 2 1 条第 2 項において同じ。）等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受け

らの指導が受けられる体制にある等、栄養士 又は<u>管理栄養士</u>による必要な配慮が行われる こと。 (3)から(5)まで <省略> 2 <省略>	られる体制にある等、栄養士による必要な配 慮が行われること。 (3)から(5)まで <省略> 2 <省略>
--	--

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。